

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号	753-8521
住所	<small>やまぐちしみどりちょう</small> 山口市緑町3-31
氏名	<small>かぶしきがいしゃ えふ む やまぐち</small> 株式会社エフエム山口 <small>だいはりょうとりしまりやくしゃちょう</small> <small>ふるやしやうじ</small> 代表取締役社長 古谷正二

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」
(案) に関し、別紙のとおり意見を提出します。

【はじめに】

「マルチメディア放送」の将来性、アナログ放送との関係、自社の経営状況、投資能力、ネットワーク全体の方向性など諸条件を考慮しての判断となるため、現段階では、参入決定を前提とした意見は打ち出せない。

しかしながら、「マルチメディア放送」への参入を実現するための要望事項を、意見として表明することとする。

【意見】

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
P 5	14～16行	第1章 検討の基本的視点／2 基本的な考え方／ (1) 基本的な考え方 新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとするによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。	「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。
P 14	表内	第2章 実現する放送／「地方ブロック向け放送」 全国をどのように分割してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。 できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。	「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでない多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用が可能な制度整備が望まれる。

P16 P17	P16 25行 ～ P17 2行	<p>第3章 周波数の割当て／1 サービスエリアにおける世帯カバー率</p> <p>マルチメディア放送については、従来の地上放送と同様に、より多くの国民にサービスが提供されるよう、当該放送を行う事業者には、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることを求めることが適当である。こうした努力義務に加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。</p>	<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p>
P21	11行～14行	<p>第4章 周波数の割り当て／2 割当て周波数の検討／V-LOW、V-HIGHの割当ての考え方</p> <p>本懇談会での携帯電話端末メーカーへのヒアリングによれば、現時点の見通しとして、携帯電話端末にV-HIGHに対応するアンテナを内蔵することは可能であるが、V-LOWについては困難であることから、V-LOWに対応するチューナーの内蔵は考えていない、とのことであった。</p>	<p>V-LOWでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべき。V-LOWを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。</p>
P23	10～16行	<p>第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／(1)「全国向け放送」の扱い</p> <p>いかなる地域においても単一のチャンネルを用いる「全国向け放送」については、こうした必要はなく、むしろ、置局について事業者の創意工夫に委ねること</p>	<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同する。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させ、それを審査する制度整備を歓迎する。それは、国民のニーズをビビッドに反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を</p>

		<p>が適切と考えられる。</p> <p>このため、「全国向け放送」については、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、国が、全国向け放送について求める条件、事項等を定めた無線局の開設の方針を定め、これに則した形で事業者が作成した計画を比較審査するという仕組みを導入することが考えられる。</p>	<p>可能とするものである。</p>
P23 P24	P23 21行 ～ P24 13行	<p>第3章 周波数の割当て／3 新たな周波数割当て方法の検討／（2）「地方ブロック向け放送」の扱い</p> <p>「地方ブロック向け放送」については、「地方ブロック」を誰がどのように区分けをするか（例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか）が今後の検討に委ねられている。</p> <p>この点、「地方ブロック向け放送」について、</p> <p>① 1の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行うこと、又は、すべてのブロックの申請者が連携して申請することを前提とする場合</p> <p>② 地方ブロックの区分けやその地方ブロック用のチャンネル（予備用のチャンネルを含む。）の利用条件を国があらかじめ定め、地方ブロックごとに放送事業者が申請する場合等を想定すれば、国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用を個別に調整することは</p>	<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を強く望む。</p>

		<p>必要ではなく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。</p> <p>このため、「地方ブロック向け放送」の周波数の割当て方法については、こうした点を十分に踏まえつつ、今後更に検討を行うことが適当である。</p>	
P30	9～21行	<p>第4章 制度のあり方／2 参入規律／(1) 参入の枠組み (いわゆるハードとソフト)</p> <p>「地方ブロック向け放送」について、ソフト事業者を地方ブロックごとにした上で、ハード事業者を全国で1とすること等も想定され、このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。</p> <p>また、マルチメディア放送のハード整備には、多額の資金が必要であると見込まれている。</p> <p>これから市場を立ち上げる新たな放送であって、事業運営にリスクを伴うマルチメディア放送について、ソフト事業と切り離して、こうしたハード整備のみを一から行う者は一般に想定し難い。</p> <p>こうしたことから、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合において、ハード整備のインセンティブを確保するためには、ハード事業者は、一定の条件の下で</p>	<p>ソフト事業者の参入をしやすくする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方には賛同する。一方で、報告書の精神は、ハード・ソフトの強制分離でないことを確認したい。そうであれば、この新しい放送においては、参入の多様性を確保できることになる。</p>

		優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる。	
P30 P31	P30 25行 ～ P31 1行	<p>第5章 制度のあり方／2 参入規律／（1）参入の枠組み／NHKのノウハウ等の活用</p> <p>マルチメディア放送は、これから市場を立ち上げる新たな放送であり、技術的にも新規性が強いものである。このため、その普及・発展を図るためには、魅力あるコンテンツの確保や置局を含む技術的な対応が重要となる。こうした点で、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考えられる。</p> <p>具体的には、地域情報の伝達手段としての役割も担う「地方ブロック向け放送」について、コンテンツ流通促進、災害情報の確保、技術面の観点からNHKが関わることや、「全国向け放送」について、例えば、外国人向け放送の良質なコンテンツの供給源としての役割を果たすこと等が考えられる。</p> <p>ただし、こうした枠組みを超え、NHKが、例えば放送事業者としてより主体的な取組を行うことについては、NHKの放送メディア全体に対する役割や受信料との関係等を踏まえつつ、その必要性について十分に検討を行うことが必要である。</p>	<p>目下のNHK役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではない。</p> <p>一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備（中継所、アンテナなど）については、国民的な財産といってもよいものである。放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望する。</p>

P34	5～10行	<p>第4章 制度のあり方／3 事業規律／サイマル放送の扱い</p> <p>マルチメディア放送については、例えば「全国向け放送」ではBS放送やCS放送と同じ番組が、また、「地方ブロック向け放送」ではアナログラジオと同じ番組が放送されることも考えられる。</p> <p>こうしたサイマル放送については、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えられる。</p>	<p>現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなどデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業者審査の中で評価を与えるべきである。</p>
P37	14～35行	<p>第5章 制度のあり方／3 事業規律／ソフト事業者とハード事業者の間の規律</p> <p>マルチメディア放送については、前述のとおり、いわゆるハード・ソフト分離制度の活用を可能とすることが考えられるが、この場合、ハード事業者によるソフト事業者に対する役務の提供条件がソフト事業者間で不公平なものであると、ソフト事業者間の公正な競争が阻害され、利用者の利益を害することが懸念される。</p> <p>特に、マルチメディア放送は、「ハード・ソフト分離」におけるハード整備のインセンティブ確保のため、ハード事業者は一定の範囲でソフト事業者となれるようにすることが考えられるが、この場合には、ハード</p>	<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるように、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みたい。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信じる。</p>

	<p>事業者であるソフト事業者については「ハード」と「ソフト」間の取引等が存在せず、こうした懸念は一層大きなものとなる。</p> <p>この点、現行放送法では、受委託制度(注)において、受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、</p> <ul style="list-style-type: none">・ あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、・ 総務大臣は、その内容について、<ul style="list-style-type: none">－ 差別的取扱いをすること－ 責任に関する事項を明確にしていないこと－ 不当な義務を課すものであること <p>に該当する場合には、変更命令ができることとされている。</p> <p>マルチメディア放送については、こうした規律を踏まえつつ、例えば、ハード・ソフトが一体である事業者について、ハード事業とソフト事業の部内取引の透明性を確保すること等の追加的な措置を講ずることを含め、十分に検討することが必要である。</p>	
--	--	--

以上